

NO.234



発行責任者 富 永 潤

印 刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横 浜 南 支 部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

令和7年度全国労働衛生週間 横浜南地区推進大会を開催



富永支部長



小沼署長



伊地知課長



小菅様



中村様

令和7年度全国労働衛生週間が例年どおり9月中を準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国的に展開されます。この全国労働衛生週間を一層有効なものにするため9月3日に横浜市開港記念会館講堂において神奈川労務安全衛生協会横浜南支部を含む災害防止11団体主催により「横浜南地区推進大会」を開催し251名の参加を得ました。

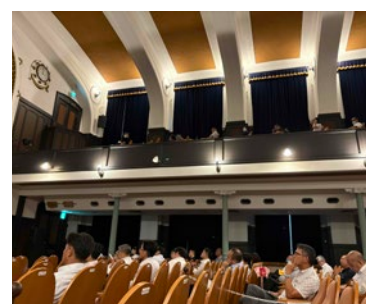
大会は、横浜市金沢地協同組合事務局長 國場幸高様による開会のことばに引き続き、災防団体を代表して、(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部支部長の富永潤様が挨拶を行い、次に、ご来賓である横浜南労働基準監督署署長の小沼みち子様より挨拶をいただきました。横浜南労働基準監督署安全衛生課課長 伊地知秀一様が今年のスローガンである『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』をご説明され、労働衛生意識の高揚及び自主的な労働衛生活動の一層の促進をお願いいたしますと述べられました。

特別講演Ⅰでは、湘南東部総合病院 若年性認知症支援コーディネーター 小菅孝治様が「若年性認知症支援員の活動について」の講演をご担当されました。

認知症とは、さまざまな原因により、記憶力や判断力など脳の機能(認知機能)の持続的な低下が見られ、社会生活や日常生活に支障をきたす状態のことをいいます。若年性認知症は65歳未満で発症する認知症の総称です。

この若年性認知症はあまり知られていないため、専門医療機関に受診する前に症状が進行してしまい、日常生活に支障をきたすことがあります。全国における若年性認知症は3.57万人、発症年齢は平均で54.4歳です。

認知症の会社での症状は、作業に手間取る、仕事のスピードが遅くなる、身だしなみが整わない日が増える(特に単身赴任者)など。家庭での症状では、財布や鍵などをどこに置いたかわからなくなる、約束をすっぽかされるなどです。



会場

特別講演Ⅱでは、国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)でご活躍されている有人宇宙技術部門 有人システム安全・ミッション保証室室長 中村裕広様より「国際宇宙ステーション(JSS)における日本の技術的役割の変遷と未来について」と題し講演がありました。

講演内容は、JAXAの概要、宇宙開発の歴史、人工衛星の利用、安全・信頼性・品質管理活動(S&MA)の概要、将来の宇宙計画です。

S&MAはSafety and Mission Assuranceの略で、ミッションの安全性や信頼性、品質管理を検証し、きちんと行われているか評価する業務のことです。観測衛星などは「信頼性が高く、品質がよく、安全で、できるだけ長く運用する」ことが求められるからです。

宇宙飛行士の1日は、作業が計8時間、朝・昼・夕食が計3.5時間、プライベート時間は地球との連絡が遮断され、週休2日であることが紹介されました。



実施要綱説明



特別講演Ⅰ



特別講演Ⅱ

事務局

KYTリーダー養成講習会(出張講習)

日清オイリオ様のご要請で、KYTリーダー養成の出張講習会を行いました。KYT養成講習会では過去最大規模となる48名でした。KYTとは、現場に潜む危険要因を洗い出し、全員で対策と行動目標を定め、指差し呼称で締めて安全意識を高める訓練です。今回は7班に分かれ、4回のVTR説明と実技(①KYT基礎4R、②ワンポイントKYT、③自問自答KYT、作業指示STK)を行いました。全員、安全に対する意識が高く大変活発な講習会になりました。大崎 享先生の



日時：2025年6月13日(金)

受講者：合計48名：日清オイリオ株式会社、日清オイリオグループ企業
場所：日清オイリオ株式会社横浜磯子事業場 本館棟6階講堂

講習は人を惹きつける魅力があり、ユーモア溢れる説明から、全員が生き生きとした雰囲気の中で講義が進みました。

出張講習は、横浜南支部管轄(中区、南区、磯子区、港南区、金沢区)で20名前後の受講者と先生の都合がつけば、こちらから現地に赴き講習会を行います。開催時間も現地の都合に合わせて、受講者の交通費もかからないため、人気の高い講習会となっております。是非ご検討をお願い申し上げます。



労働衛生部会

衛生推進者・安全衛生推進者育成講習

労働安全衛生法で常時10名以上50人未満の労働者を使用する事業所においては一定の資格要件を満たしている者の中から「衛生推進者・安全衛生推進者」を選任し安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定められています。法令遵守が重要視されている現在、安全衛生推進者(衛生推進者)の役割は非常に重要となっております。

開催日は両日とも気温30℃を超える真夏日となりましたが衛生推進者3名、安



開催日：2025年6月18日(水)・19日(木)

受講者：衛生推進者3名、安全衛生推進者31名 計34名
場所：万国橋会議センター

全衛生推進者31名の計34名の方に受講して頂きました。

本講習では講師に山科泰之氏をお招きし、法改正となった熱中症対策をはじめ安全衛生管理について具体的なポイントの説明、関連法令では法規制に至った経緯や、過去の災害事例を絡めて説明されるなど、講習会で定められている「安全管理」「作業環境管理と作業管理」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の維持促進」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」を具体例や経緯を交え分かりやすく説明され受講者の方々も熱心に受講されました。

受講者の方々が当講習会で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生水準の向上が一層図られることを期待します。

衛生推進者・安全衛生推進者育成講習は今後、9月、2月と開催予定ですので多くの方の受講をお願いします。

運営部会

熱中症予防管理者講習会

昨今の暑熱対策の一環として、「熱中症対策」が法的義務化となった事は周知の通りと思います。その中で、義務化の内容を理解し職場に展開する場合、ある程度の知識が必要となります。厚労省の要綱など、各自で読み込むことも必要ですが十分な理解が難しい場合もあります。そこで、法的義務はないものの、より確実な「熱中症対策」を進める事ができるよう、「熱中症予防管理者」の講習会を実施致しました。

職場の仲間に熱中症について関心を持ってもらい、お互いに監視ではないが気づかいをして、熱中症による重症化を未然に防止しなくてはなりません。

そのため、リスクアセスメントの手法と同様に下記を準備、実施して対応します。

【事前の準備】

- ①体制の整備、緊急時の連絡先の明確化。
- ②熱中症リスクの把握(WBGTや気温)とリスクに応じた対策の実施。
- ③対策内容、緊急時の対応について職場への周知。

【当日の対応】

当日のリスクの特定ポイントは次の通り、3+1として考えると良い。

開催日：2025年6月25日(水)

受講者：43名

場所：万国橋会議センター

①気象、②作業強度、③衣服保護具、+ ④個人の要素
これらが、厳しい組み合わせであるほど、休憩や水分補給などの対策が必要。

【周囲の観察と緊急時】

さらに、管理者のみならず周囲の者においても、体調不良者の発見(いわゆる緊急時)の対応は迅速に進める必要がある。そのためにはOODA(ウーダと読む)

観察(Observe)、判断(Orient)、決定(Decide)、行動(Act)により短時間で進めることが有効との事です。

そして、熱中症で体調不良となった場合、症状が回復しても安易に判断して1人にするなどは、避けなくてはなりません。

本誌が配付される頃は、涼しくなっている事を期待しております。



安全部会

第2回 安全管理者選任時研修

開催日：2025年7月9日(水)・10日(木)
受講者：35名
場 所：万国橋会議センター



労働安全衛生法第11条では、事業者は政令で定める業種及び規模の事業所ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者の中から、「安全管理者」を選任し、その者に安全に係る技術的事項を管理させ

なければならないと定めています。

平成18年10月の法改正以降、安全管理者の選任に際しては、厚生労働大臣の定める研修（法定9時間）の受講が義務付けられており、横浜南支部では、7月9日・10日に今年度2回目となる「安全管理者選任時研修」を開催し、35名に受講いただきました。

研修では、「安全管理者の役割と職務」「安全教育計画の

立て方」「労働安全関係法令」「危険性又は有害性等の調査とその結果に基づき講ずる措置」などについて講義が行われました。また、グループ演習では、異業種の受講者が、リスクの解析、対策立案に対し、異なる視点から多様な意見を交わし、真剣かつ活発な討議が行われていました。

本年6月1日から、熱中症を生ずるおそれのある作業を対象に、事業者の措置義務が強化されるなど、労働災害防止に向けて安全管理者の役割がますます重要になっています。

今回受講された方々が本研修の内容を十分に理解され、労働災害のない明るい職場づくりに貢献されることを期待いたします。



運営部会

第1回危険体験研修会

今年度1回目の危険体験研修を開催致しました。

講義は、『挨拶は、はっきりと大きな声で！』との指導から始まりました。講師の声も大きく、工場は騒がしいことから、大きな声ではっきりと伝える事が大切であるため『意図的に大きな声で話している』との事でした。

実際の体験事例をいくつか紹介致しますと、

- ・ホッパー出口のインペラー部へ挿入した割竹が切断される体験。

⇒ もしもこれが指だったら！

- ・滑りやすい床面での転倒寸前の体験（写真ご参照）

⇒ もしも、滑るという仕掛けを知らず、手すりも無かったら！

- ・スクリューコンベアーに、麻袋がどんどん巻き込まれ、人力では止められない体験。



開催日：2025年7月15日(火)

受講者：12名

場 所：日清オイリオグループ(株) 横浜磯子事業場内 安全塾

⇒ もしも、これが体からすぐに離す事ができない衣類や手袋だったら！

- ・脚立のガタツキ

⇒ もしも脚立が、ガタンとなる仕掛けをあらかじめ知らなかったら！

など、作業場で起こりやすい危険体験機材が充実しており、受講者は順に全員体験し、その危険性や威力について驚いておりました。

多くの企業が、これ程の機材を揃えて維持することは難しいと思うところですが、災害に至る前に、その脅威を実際に体験し体感認識することが危険を回避する行動につながり、災害の防止には重要と思いました。

当日は暑い日でありましたが、それにも増して解説頂いた講師の熱量も高く、受講者が、自社の職場に伝える際の見本にもなる研修でした。



労働衛生部会

有機溶剤業務従事者教育 講習

開催日：2025年7月17日(木)

受講者：33名

場 所：万国橋会議センター

有機溶剤は、第一種、第二種、第三種と分類され、作業により作業主任者を選任する事が定められており、作業を行う従事者にもその危険性、有害性のリスクから作業を守るため労働安全衛生法では「有機溶剤業務に従事する全ての労働者」に対し、事前に「有機溶剤業務従事者教育」を受講させることが義務付けられています。

開催日は気温30℃を超える真夏日となりましたが33名と大勢の方が受講されました。

本講習では講師に山科泰之氏をお招きし、有機溶剤の種類や健康障害、その予防をはじめ作業環境管理について具体的なポイントの説明、関係法令では法規制の内容、過去の災害事例を絡めて説明されるなど、講習会で定められている「有機溶剤の正しい取扱い方法」、「作業環境管理」「呼

吸用保護具の着用といった保護具の使用方法」「労働安全衛生法などの有機溶剤業務従事者に関連する法令」について具体例や経緯を交え分かりやすく説明され、受講者の方々も熱心に受講されました。

受講者の方々が当講習会で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生水準の向上が一層図られることを期待します。

「有機溶剤業務従事者教育」は年一回の開催予定ですので来年も多くの方の受講をお願いします。



事 務 局

KYTリーダー養成講習会(出張講習)

第三管区海上保安庁交通部様のご要請で、海上保安庁の令和7年度航行援助業務研修の一部としてKYTリーダー養成出張講習を行いました。最初に全員起立敬礼し、海上保安庁トップ挨拶の後、本講習会を開催しました。海上保安庁からは通常のKYT講習に加えて、灯台の整備保守の写真が事前に示され、その内容のKYTを行う要請があり



ました。海上の安全を守る訓練されたプロ集団である印象を受けました。KYTとは現場に潜む危険要因を洗い出し、全員で対策と行動目標を定め、指差し呼称で締めて安全意識を

高める訓練です。今回は4班に分かれ、4回のVTR説明と実技を行いました。全員、安全に対する意識が高く大変活発な講習会になりました。大崎 享先生のユーモア溢れる説明から、全員が生き生きとした雰囲気の中で講義が進みました。

出張講習は、横浜南支部管轄（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）で20名前後の受講者と先生の都合がつけば、現地に赴き講習会を行います。開催時間は現地の都合に合わせ、受講者の交通費がかからない等、メリットがあり人気の高い講習会です。是非ご検討をお願い申し上げます。



運 営 部 会

第2回職長教育講習会

今年度2回目となる職長教育講習会を万国橋会議センターで開催し、48名の方に受講いただきました。連日「熱中症警戒アラート」が発表される暑い2日間の講習ではありましたが、受講者の皆様は真剣に取り組まれました。

職長教育（監督者安全衛生教育）とは、労働安全衛生法第60条によって、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当する場合、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者に直接指導又は監督する者に対して、実施が義務付けられている講習です。職長とは現場で指揮・命令する人の総称であり、事業場により監督、班長、リーダー等のさまざまな名称が付けられています。

講義内容は、職長の役割、指導および教育の方法、設備の改善、環境改善の方法と維持、作業に関わる設備及び作業場所の保守管理の方法、作業手順の定め方・作業方法の改善、異常時における措置、災害発生時における措置、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスクの低減措置等、多岐にわたる講義の中で実習やグルー

プ討論を行うことで、より実践に近い形で進めました。今回学んだことは、労働者を災害から守り、安全に仕事ができるように指揮命令を行う職長が、身に付けておくべき非常に大切な内容で、現場で部下を指揮命令する場合は、相手が理解できる言葉で具体的に説明し、安全に作業出来るまで教えることが極めて重要です。職場の安全管理は法改正による業務の見直し加わる等、変化しているので、労働災害防止に向けて職長の役割がますます重要になっています。

受講者の皆様が、今回の講習で得られた知識や経験を活かして、作業場の安全衛生水準の向上と労働災害の無い安心安全な職場を目指しご活躍されることを期待しています。

開催日：2025年8月20日(水)・21日(木)
受講者：48名
場 所：万国橋会議センター



運 営 部 会

第2回化学物質管理者研修

猛暑の中、今年度2回目となる「化学物質管理者研修」を、8月28日(木)に万国橋会議センターにて開催いたしました。

本研修は、労働安全衛生法関係省令の改正に伴い新たに設けられた資格者養成講習であり、約2年前より継続して実施しております。資格者の充足が進んだこともあり、今回の受講者数は19名と前回より減少いたしました。

令和6年4月1日より、化学物質を取り扱うすべての事業所において、業種・規模を問わず「化学物質管理者」の選任が義務付けられます。これを受け、横浜南支部では対象事業所に向けて、6時間の研修会を開催しております。

化学物質の管理は、事業者自らがリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて必要な措置を選択する「自律的な管理」が求められます。そのため、化学物質管理者には専門的な知識を習得し、適切に運用することが重

要です。

講習では、化学物質の危険性・有害性、健康障害、ばく露濃度の基準、リスクアセスメントの手法など、管理者として必要な知識について講義が行われました。特に、化学物質管理の根幹となる「リスクアセスメント」については、厚生労働省が推奨するツール「クリエイトシンプル」を用い、必要情報の入力方法、判定結果の解析、リスク低減対策などについて丁寧な説明がありました。

今後も研修会を継続して開催してまいりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催日：2025年8月28日(木)
受講者：19名
会 場：万国橋会議センター



運 営 部 会

製造業における職長能力向上教育

今年度1回目の職長能力向上教育を、万国橋会議センターで開催致しました。猛暑が続くことで、次第にその暑さにも慣れてしまい、8月末の異常な暑ささえも「8月末らしい暑さ」と感じてしまう日がやってくるのではないかと——そんな不安を感じるほどの陽気の中、今回も多くの方に受講していただきました。

職長能力向上教育は、厚生労働省が示す「安全衛生教育等推進要綱」に準じて開催しています。同要綱では、製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等が果たす役割は極めて重要であるとされており、就任時に加え、おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した際には、能力向上教育（再教育）を受講することが推奨されています。

本講習会では、厚生労働省の定めるカリキュラムに基づき、作業場での指揮・監督に必要な作業方法の決定、人員配置、指導・監督の方法、その他労働災害防止に必要な事項について学習しました。

講義の終盤では、現場作業のビデオ映像を活用したリスクアセスメントのグループワークを実施しました。受講者

の多くは職長等として豊富な現場経験を有しており、各グループ内での討議は非常に活発に行われました。リスク抽出における着眼点は的確かつ実践的であり、発表内容も聞き手にとって分かりやすく、要点が簡潔に整理されていました。発表後には、講師よりさらに実践的なリスク抽出の視点や工夫についての補足があり、受講者にとっても学びの多い、有意義な講習会となったのではないかと感じています。

受講者の皆様が、今回の講習会で得られた知識と経験を活かし、作業場の安全衛生水準の向上と、労働災害のない安心・安全な職場づくりに貢献されることを期待しています。今後も多くの皆様の講習会へのご参加を心よりお待ちしております。



開催日：2025年8月29日(金)

受講者：26名

場 所：万国橋会議センター

令和7年度神奈川労働局安全衛生表彰式

日 時：2025年7月7日(月)

場 所：横浜第二合同庁舎1階 共用第1会議室

受賞者：村永 敏夫（労安協 横浜南支部 前事務局長）

受 賞：神奈川労働局長 安全衛生推進賞

労安協横浜南支部の前事務局長 村永敏夫様は、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体または関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人として認められ、この度、神奈川労働局長 安全衛生推進賞を受賞されました。受賞理由は下記です。

＜受賞理由＞

「平成30年3月に神奈川労務安全衛生協会横浜南支部事務局長に就任し、安全管理、衛生管理、労務管理の向上に尽力した。とりわけ災害が多発している中でセミナーを開催し、中高年労働者の身体機能の維持改善への取組を鋭意展開してきた。またコロナ禍においても、労働基準監督署との連携を図りながら安全衛生関連のセミナーの運営に努めたほか、トラック運転者の労働災害防止に向けて、労働基準監督署と一体となって荷主側に対し労働災害防止に多大なる貢献をした。」

当日は、厳かな雰囲気の中で、表彰式が行われ、企業・団体を対象とした、厚生労働大臣優良賞、厚生労働大臣奨励賞、神奈川労働局長優良賞、神奈川労働局長奨励賞の11社と、個人功績を称えた3名が受賞しました。村永様は神奈川労働局長から直接賞状を渡されました。式典終了後、受賞した企業代表との写真、労基署長、副署長との写真撮影が行われました。

横浜南支部事務局 杉田寿一（立会人）



公益財団法人 神奈川県予防医学協会 事業のご案内

昭和30(1955)年の創立以来、神奈川県民の健康の増進と福祉の向上に寄与することを目的に、時代のニーズに的確にお応えべく、母子保健分野・学校保健分野・地域保健分野・産業保健分野・環境保健分野の広範な領域にわたる予防医学活動を展開しています。

人間ドックや一般健康診断、特殊健康診断、がん検診など各種健康診断をはじめ、作業環境測定、健康づくり（保健指導・栄養指導・運動指導）まで、労働衛生機関として、幅広く働く方の健康支援をおこなっています。

お客様と協働した情報共有

当協会では法人顧客向けの無料セミナーを年間4回実施しております。「かながわ健康支援セミナー」と名づけたセミナーは、現在、オンライン形式を中心に行っており、各回100名を超える参加者がいらっしゃいます。運営にあたっては、企画委員会を組織し、お客様（健康管理・健康支援ご担当者）から4名の方に参画いただき、お客様が求めるテーマや講師などのご意見をもとに年間プログラムを設定しております。

これまでのテーマは、改正労働安全衛生法、メンタルヘルス対策、生活習慣病対策、健康づくり、行動変容（ナッジ理論他）、禁煙対策、睡眠問題など幅広い分野にわたっています。

健康管理、健康支援をご担当されている方々にとってのノウハウの取得や情報収集の場として、ご活用いただいております。ご興味ございましたら、是非、以下までお問い合わせください。

お問合せ先・TEL 業務部業務企画課 045-641-8522

email information@yobouigaku-kanagawa.or.jp

なお、当協会は更なるサービスの向上のため、令和8年早春に新たな拠点として、みなとみらいエリアに移転することとなりました。この移転により、一層快適な環境で、皆さまに健康づくりのサービスをご提供いたします。



「かながわ健康支援セミナー」のレポートをご覧ください

監督署だより

令和7年 業種別労働災害発生状況（令和7年7月末日現在）

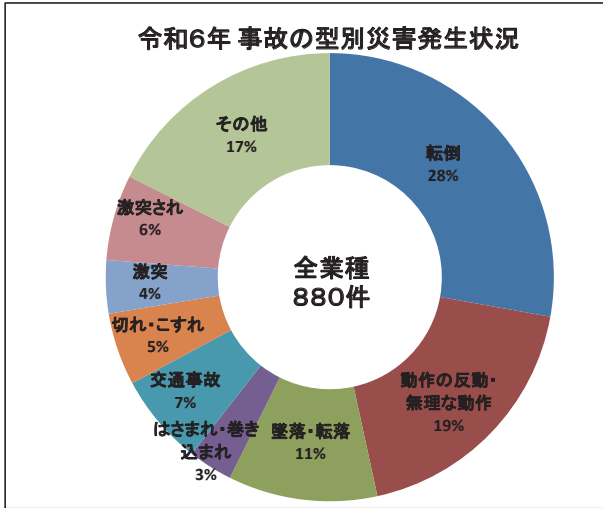
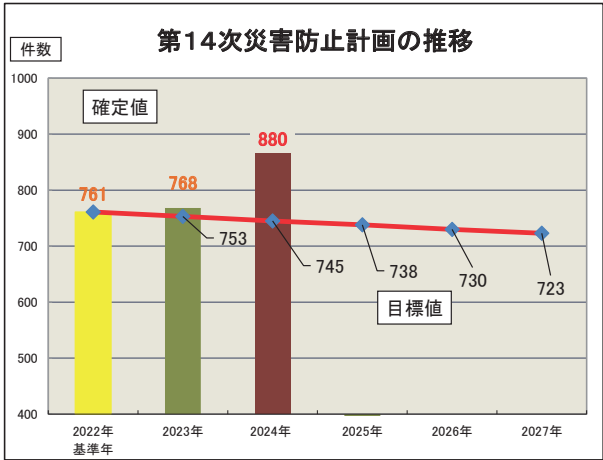
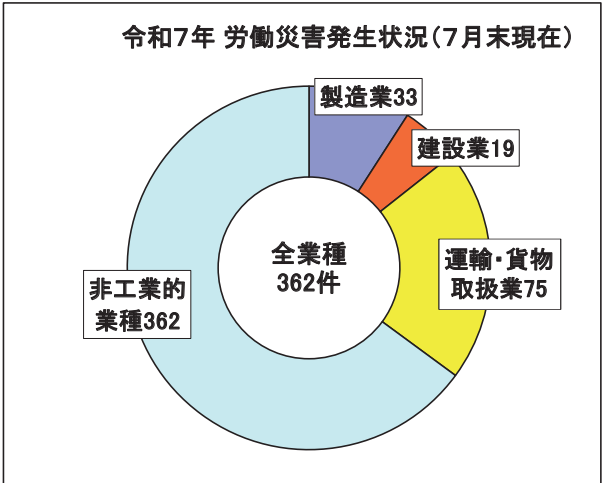
横浜南労働基準監督署

令和7年7月末日現在、横浜南労働基準監督署管内における労働災害（死亡および休業4日以上）による死傷者数は、362人（前年同期486人）で、前年に比べ、124人減少（-25. 5%）しています（新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く）。また、第14次労働災害防止推進計画（2023～2027年度）の2年目であった2024年の死傷者数は880人で、1年目の2023年（788人）に比べ、92人増加（+11.6%）しました。

労働災害の防止は「事業者の責務」であり、事業場の管理者が労働者の安全と健康の確保を自らの課題と認識し、率先してこれに取り組むことが肝要です。また、事業場の安全衛生を確保するためには、関係法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要となります。事業場の安全衛生管理の実状を把握し、改善などの措置を講じるとともに、労働者の安全意識を高め、事業場の安全活動を活発化させることにより、労使一体となった活動を進めてください。

（新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く）

業 種 区 分		令和7年7月末		前年同期		増減	
		死亡者数	死傷数計	死亡者数	死傷数計	件数	増減率
製 造 業	食料品		14		21	-7	-33%
	繊維工業					0	-
	衣服その他の繊維製品					0	-
	木材・木製品		1		1	0	-
	家具・装備品				1	-1	-
	パルプ・紙・紙加工品		2			2	-
	印刷・製本				1	-1	-
	化学工業		3		1	2	-
	窯業土石製品					0	-
	鉄鋼業				1	-1	-
	非鉄金属		1			1	-
	金属製品		3		6	-3	-50%
	一般機械器具				2	-2	-100%
	電気機械器具					0	-
	輸送用機械等		2		7	-5	-71%
建 設 業	電気・ガス・水道業		3			3	-
	その他の製造業		4		4	0	-
	小 計	0	33	0	45	-12	-27%
	土木工事業		3		6	-3	-50%
	建築工事業（木建除く）		12		21	-9	-43%
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	木造家屋建築工事業		1			1	-
	その他の建設業		3	1	5	-2	-40%
	小 計	0	19	1	32	-13	-41%
	鉄道・軌道・水運・航空業		2		2	0	0%
	道路旅客運送業		23		23	0	0%
非 工 業 的 業 種	道路貨物運送業	1	39		42	-3	-7%
	その他の運輸交通業		1			1	-
	陸上貨物取扱業		1		12	-11	-92%
	港湾運送業		9		8	1	13%
	小 計	1	75	0	87	-12	-14%
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業	農林・畜産・水産業					0	-
	商業（新聞販売業除く）		59	1	72	-13	-18%
	新聞販売業		4		3	1	33%
	金融・広告業				2	-2	-100%
	教育・研究業		6		1	5	500%
	保健衛生業		64		115	-51	-44%
	接客娯楽業		32		33	-1	-3%
	清掃・と畜業（ビルメン除く）		11		3	8	267%
	ビルメンテナンス業		18		43	-25	-58%
	その他の事業		41		50	-9	-18%
合 計	小 計	0	235	1	322	-87	-27%
	合 計	1	362	2	486	-124	-26%



賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分		助成上限額	活用ポイント 賃上げ＋設備投資
30円コース	30～130万円		
45円コース	45～180万円		
60円コース	60～300万円		
90円コース	90～600万円		

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）	活用ポイント 非正規雇用労働者の賃上げ
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)	
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)	
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)	
6%以上の場合	7万円(4.6万円)	

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組み中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額 基本部分 賃上げ 加算	活用ポイント 労働時間削減等の取組 (賃上げ)＋設備投資等
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年次有給休暇推進コース(※2)	25～360万円	
勤務時間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

令和7年10月4日から神奈川県最低賃金

1,225円

時間額：前年比 **63円 UP**

○ 神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

○ 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

1,226円
前年比 **63円 UP**
東京都

1,141円
前年比 **63円 UP**
埼玉県

1,140円
前年比 **64円 UP**
千葉県

賃金引上げ特設ページ

検索



賃金引上げの参考となる
取組事例や
各種助成金などの
支援策についてはこちら



事務局だより

新入会事業所のご紹介

2025年6月末以降に入会頂きました事業所をご紹介します。
今後とも皆様のご協力よろしくお願い致します。

・株式会社 エスプランテック 14名
横浜市港南区港南6-30-10

新規会員の募集

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に向けて、当協会への加入の促進活動を推進しております。
近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がございましたら、南支部事務局までご紹介ください。



令和7年度「神奈川労務安全衛生大会」のご案内

- ・日 時：令和7年10月24日(金) 14時30分より
 - ・会 場：川崎日航ホテル12階 鳳凰の間
川崎市川崎区日進町1番
 - ・祝賀会：17時45分～18時45分
 - ・会 場：川崎日航ホテル11階 橋の間
 - ・会 費：5,000円
 - ・申込み：協会本部ホームページ 特設バナーより申込ください。
- *多数の方のご参加お待ちしております。

出張講習のご案内

会員事業所様に出向いて、安全衛生教育、特別教育等出張講習を行います。
出張講習の要望がありましたら支部事務局までお問い合わせください。
横浜南支部 TEL：045-651-4701

保護具着用管理責任者研修のご案内

保護具着用管理責任者研修は、横浜西・藤沢支部と3支部共催で開催します。
日程及び会場は、各支部ホームページでご確認ください。

化学物質管理者研修のご案内

労働安全衛生法関係省令の改正により、事業所による化学物質管理が事業者による「自律的な管理」が求められることになり、事業所の業種・規模に関わらず化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任が必要になりました。
化学物質管理者研修は、取り扱う事業所を対象に研修を行います。

横浜南支部行事予定(10月～1月分)

行事内容	会 場	実施日
リスクアセスメント研修会	万国橋会議センター	10月16日
粉塵作業特別教育	万国橋会議センター	10月17日
職 長 教 育 講 習	万国橋会議センター	10月21日、22日
労 務 管 理 研 修 会	万国橋会議センター	10月30日
安全管理者選任時研修	万国橋会議センター	11月11日、12日
KYT リーダー養成講習会	万国橋会議センター	11月18日
危 険 体 感 研 修	日清オイリオグループ(株)	11月19日
保護具着用管理責任者研修	鎌倉芸術館	12月9日
安全管理者能力向上教育	万国橋会議センター	12月11日
新年安全衛生祈願・賀詞交歓会	伊勢山皇大神宮・ワシントンホテル	1月14日
職 長 教 育 講 習	万国橋会議センター	1月27日、28日
職 長 能 力 向 上 教 育	万国橋会議センター	1月29日

クイズ
どんな危険？

-- ポリッシャーで床掃除 --

状況：

あなたは、ポリッシャーで床を洗っている。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より)
(No.55)

1. ポリッシャーで床を洗っているとき、床の洗剤
2. トップの外から入って来た人が、床の洗剤ワック
スで足を滑らせて転倒する。
3. ポリッシャーの取っ手を引いて、床の洗剤ワックス
を踏みつけて転倒する。
4. ポリッシャーの取っ手を引いて、床の洗剤ワックス
を踏みつけて転倒する。

編集後記

私は「若年性認知症」が65歳未満で発症し、発症年齢の平均が54.4歳であることに強い衝撃を受けました。横浜南地区推進大会の翌日に開催された当社の安全衛生委員会において、若年性認知症の症状や、その症状に気づいた場合、直属の上司から産業医に相談することが大切であると報告し情報共有しました。

安全衛生委員会メンバーは全員65歳未満であり、他人事ではないと全員が認識しました。

また、早期発見、早期治療、本人が安心できる接し方のためには、上司や同僚、家族との日常のコミュニケーション、信頼関係が不可欠であると感じました。

(M.K)